

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	朝倉市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1456472341148/index.html">http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1456472341148/index.html</a>

執行機関名 朝倉市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年朝倉市条例第27号)別表第1 第4の項 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	朝倉市児童生徒就学援助規則(平成28年教育委員会規則第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」という。)で朝倉市立の小学校又は中学校に在学するもの及び市内に住所を有する児童生徒で市外の公立の小学校、中学校又は義務教育学校に在学するもの(以下「区域外就学児童生徒」という。)のうち、経済的理由によって就学困難な児童生徒(以下「支給対象児童生徒」という。)に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		朝倉市児童生徒就学援助規則(平成28年教育委員会規則第5号)